

## 福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 小児・AYA世代のがん患者に対して、がん治療に際して行う妊孕性（にんようせい）温存治療に係る費用を助成することにより、患者が将来に希望をもってがん治療に取り組めるよう支援することを目的とする。

### (実施方法)

第2条 この事業は、県が第3条の助成対象者に対して、及び第4条に規定する妊孕性温存治療について、第5条により算定される金額を助成することにより実施する。

### (助成対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 妊孕性温存治療開始日において福岡県内に住所を有する者
  - 二 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関するガイドライン（一般社団法人日本癌治療学会編）（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、がん治療により妊孕性が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者
  - 三 妊孕性温存治療開始日における年齢が43歳未満の者
  - 四 別表1に規定する所得の要件を満たす者
  - 五 別表2に規定する医療機関において妊孕性温存治療を受けた者
  - 六 申請を行う妊孕性温存治療について、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業又は市町村の不妊治療費助成事業に基づく助成を受けていない者
- 2 前項第四号の所得の範囲については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条の例による。
- 3 第1項第四号の所得額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条の例による。

### (助成対象となる費用)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用は、ガイドラインにおける推奨グレードA、B及びC1に基づき行われる精子、卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚（受精卵）の凍結に要する自己負担額のうち、医療保険各法による医療に関する給付以外の費用とする。ただし、治療に要する費用（初回の保存に要する費用を含む。）に限るものとし、入院費、入院時の食事代、証明書などの文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 体調不良などにより医師の判断に基づき前項の妊孕性温存治療を中止した場合も助成の対象とする。

(助成金額)

第5条 患者1人につき1回を限度として、男性は2万円、女性は20万円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 申請者は、妊孕性温存治療終了後、福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性(にんようせい)温存治療費助成申請書(様式第1号)に以下の書類を添付して行うものとする。

一 福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性(にんようせい)温存治療実施証明書(様式第2号及び様式第3号)

二 第3条に定める対象者であることが確認できる次の書類

イ 世帯の住民票(原本)(続柄の記載があり、個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの)

ロ 妊孕性温存治療を受けた者、配偶者、保護者全員の市町村県民税所得証明書、課税証明書又は非課税証明書(各控除額が記載されたもの)(原本)

(1月から5月の申請の場合は前々年、6月から12月の申請の場合は前年の所得に係るもの。)

ハ 助成の対象となる妊孕性温存治療費の領収書(原本)

三 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号がわかるもの(写し)

2 前項の申請は、特段の事由がない限り、助成対象の妊孕性温存治療が終了した日の属する年度内に行うものとする。ただし、やむを得ず年度内に申請できない場合は翌年度の4月30日まで行うことができる。

(助成金の支給)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、その内容について審査の上、助成金額を決定し、福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成金支給決定通知書(様式第4号)を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成金支給不承認通知書(様式第5号)を速やかに申請者に送付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 知事は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第9条 県並びにがん治療及び妊孕性温存治療に関わる医療機関は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

(事業の周知)

第10条 県並びにがん治療及び妊孕性温存治療に関わる医療機関は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表1（第3条第4号関係）

区 分	所得の要件
既婚の場合	妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満
未婚かつ成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者の所得額が730万円未満
未婚かつ未成年の場合	妊孕性温存治療を受けた者の保護者全員の所得額の合計が730万円未満

別表2（第3条第5号関係）

区 分	医療機関
卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚（受精卵）の凍結	公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関
精子の採取・凍結	がん治療主治医から紹介を受けた医療機関